

総務文教常任委員会会議録

令和7年12月19日（金）

令和7年12月19日（金）午前10時00分から総務文教常任委員会を第一委員会室に召集した。

○ 出席した委員は、次のとおりである。

委員長	平塚 悟	副委員長	土屋 憲一
委員	丸山 国一		小林真理子
	相沢 俊行		佐藤 浩美
	佐藤 照幸		橋爪 孝裕
	山賀 沙耶		

○ 欠席した委員

なし

○ 委員以外で出席した者は、次のとおりである。

なし

○ 説明のため出席した者は、次のとおりである。

政策秘書課長	丹澤 英樹			
総務課長	志村 裕喜			
財政課長	田口 俊			
会計管理者	奥山 清			
市民課長	河村 敬			
建設課長	野田 一寿			
教育総務課長	清水 修			
生涯学習課長	小林 好彦			
政策秘書課	新田 照人	笹本 正和	廣瀬 亮	
総務課	武井 一徳	高石 宏満	磯谷 多恵	樋口 透
財政課	森 なおみ	中村 明博		
市民課	早川 崇	齊藤 梨絵		

建設課 田村 俊彦
生涯学習課 田辺 秀典 八巻 一也 後藤みすず 入江 俊行
三谷 町子 古屋美智留

- 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局 書記 姫野 敏樹 清雲 敬祐

- 会議に付された案件は、次のとおりである。

議案第80号 甲州市職員給与条例及び甲州市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第81号 甲州市長等の給与及び旅費条例及び甲州市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第82号 甲州市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第83号 甲州市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

議案第84号 甲州市行政組織条例の一部を改正する条例制定について

議案第85号 甲州市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第93号 請負変更契約の締結について

議案第96号 甲州市B&G海洋センターの指定管理者の指定について

[開会 午前10時00分]

- 委員長（平塚 悟君） 初めに、議会広報編集委員会から撮影の申出があり、これを許可しておりますので、ご承知おき願います。

ただいまの出席委員9人、定足数に達しておりますので、総務文教常任委員会を開会いたします。

議長挨拶

- 委員長（平塚 悟君） 議長が見えておりますので、挨拶を受けます。
- 議長（相沢俊行君） 皆さん、改めておはようございます。

当局におかれましては、連日の準備、それから答弁等、大変ご苦労さまでございます。

本委員会に関しまして、付託されました議案を中心にして、市民のために慎重かつ十分な審議をぜひよろしくお願い申し上げます。

- 委員長（平塚 悟君） ありがとうございます。

開 議

- 委員長（平塚 悟君） これから本日の会議を開きます。

本日の議題につきましては、12月5日の本会議において当委員会に審査を付託された条例案6件及びその他案件2件の審査をお願いいたします。

また、審査終了後のその他の案件につきましては、事前に質問をいただいておりますが、追加の質問がある委員は、この後、最初の休憩中に、私、委員長へ申出をお願いいたします。

議案第80号

- 委員長（平塚 悟君） 初めに、議案第80号 甲州市職員給与条例及び甲州市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、を議題といたします。

当局の説明を求めます。

(当局説明)

- 委員長（平塚 悟君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

佐藤浩美委員。

- 委員（佐藤浩美君） 確認ですけれども、職員の給料が上がるということは、大変喜ばしいことなのですけれども、会計年度任用職員も当然4月に遡及して給与が上がるかということが一つと、それから会計年度職員も、期末手当、勤勉手当とも一般職員と同様ということによろしいでしょうか。

- 委員長（平塚 悟君） 志村総務課長。

- 総務課長（志村裕喜君） お答えいたします。

会計年度任用職員につきましても、一般行政職と同様に、給与、それから期末勤勉手当につきましても同様の措置といたします。もちろん4月1日に遡及をしてという形にな

ります。

○ 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。

○ 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

それからもう一点、ちょっと私がよく読めないところがあるのですが、この最初の条例の改正の議案第80号の12ページに、第2条というところで、第29条第2項中、100分の127.5を100分の126.25に、というところなのですが、そこは127.5のほうが高いわけだから、その部分は低くなるわけでしょうか。そして、これはどこに適用されるのでしょうか。

○ 委員長（平塚 悟君） 志村総務課長。

○ 総務課長（志村裕喜君） お答えいたします。

委員お尋ねの件につきましては、期末勤勉手当の支給の月数のことだというふうに思いますけれども、今現行が4.6月支給しているものが、この改正によりまして4.65月、0.05月分が増加となる部分でございまして、それを12月期のみで本年度は支給をする形になりますので、期末手当が1.275、勤勉手当が1.075に変更になりまして、それぞれ0.025月分を今よりも上乗せしているという形になります。合計で0.05月分を上乗せするという形になりますので、減額しているわけではなく、期末勤勉手当が0.05月分増額になるという内容でございます。

○ 委員長（平塚 悟君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時10分

○ 委員長（平塚 悟君） 再開いたします。

佐藤浩美委員。

○ 委員（佐藤浩美君） すみません、分かりました。理解しました。ありがとうございます。

○ 委員長（平塚 悟君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

（発言する者なし）

○ 委員長（平塚 悟君） ないようですので、議案第80号についての質疑を打ち切ります。お諮りいたします。議案第80号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご

異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(平塚 悟君) ご異議がないので、さよう決しました。
-

議案第81号

- 委員長(平塚 悟君) 次に、議案第81号 甲州市長等の給与及び旅費条例及び甲州市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について、を議題といたします。

当局の説明を求めます。

(当局説明)

- 委員長(平塚 悟君) 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

(発言する者なし)

- 委員長(平塚 悟君) 質疑がないようですので、議案第81号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第81号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(平塚 悟君) ご異議がないので、さよう決しました。
-

議案第82号

- 委員長(平塚 悟君) 次に、議案第82号 甲州市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、を議題といたします。

当局の説明を求めます。

(当局説明)

- 委員長(平塚 悟君) 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

小林真理子委員。

- 委員(小林真理子君) 質疑ではないので、休憩をお願いします。

- 委員長（平塚 悟君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時19分

- 委員長（平塚 悟君） では、再開いたします。

改めて、議案第82号についての質疑はありますでしょうか。

（発言する者なし）

- 委員長（平塚 悟君） ほかに質疑はないようですので、議案第82号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第82号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（平塚 悟君） ご異議がないので、さよう決しました。
-

議案第83号

- 委員長（平塚 悟君） 次に、議案第83号 甲州市印鑑条例の一部を改正する条例制定について、を議題といたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（平塚 悟君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（平塚 悟君） では、ほかに質疑はないようですので、議案第83号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第83号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（平塚 悟君） ご異議がないので、さよう決しました。
-

議案第84号

- 委員長（平塚 悟君） 次に、議案第84号 甲州市行政組織条例の一部を改正する条例制定について、を議題といたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（平塚 悟君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

小林真理子委員。

- 委員（小林真理子君） 農林振興課から移管される農林業の基盤整備の部分については、畑地帯総合整備事業も含まれるのですか。

- 委員長（平塚 悟君） 丹澤政策秘書課長。

- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

委員お見込みのとおりでございます。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。

- 委員（小林真理子君） そうすると、農林振興課の今まで管理されていた農業委員会の、この畑総事業は、農業委員会も少し絡んだりもするのではないかなと思うのですが、そういうところはどういうふうに分けていく考えなのでしょう。

- 委員長（平塚 悟君） 丹澤政策秘書課長。

- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

確かに農業委員会が畑総事業と全く無関係ということはございませんけれども、基本的には畑総事業というのは県の事業で、その水路整備ですとか道路整備ですとか圃場整備というのは土木的な色合いが非常に濃いところです。ですので、道路管理、水路管理、こういったものに関する部分のほうが非常に大きいものですから、建設課と一緒にしたほうが効率的であるというところで、もちろん農業委員会と全く無関係ではないので、連携は取らないとならないのですけれども、それは課の垣根を飛び越えてでも連携をすべきところは連携してやっていくべきところだと思います。この移管によって畑総事業の事業自体が滞ったりとか、そういうことはないというふうに考えております。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。

- 委員（小林真理子君） 建設課のほうでも、私も要望に、いろいろ聞いてきたところの話などを持っていくときに、それは農道です、では、向こうですということはよくあ

たので、建設課で一本管理できるのはいいように思えるのですが、農業委員会の絡みがちょっと、農林振興課は農業委員会を持っていて、畑総の農業の農道などの基盤整備は建設課というと、ちょっとその連携って、なかなか、今までの行政組織を見ていくと縦割りということが大変多く感じられるところもあったので、今の話だけでは、垣根を飛び越えてやっていきますというお話ですが、どういうふうに連携を取っていくという、もう少し具体的に今考えているあたりをお聞かせ願えますか。

- 委員長（平塚 悟君） 丹澤政策秘書課長。
- 政策秘書課長（丹澤英樹君） 農業委員会は、基本的には農地の管理、これが一番の大きな業務になってくると思います。一番の大きな仕事は、毎月、農業委員さんによって農業委員会が開催されるのですけれども、農地の貸し借りですとか農地の売買、農地転用とか、そういったものを審議する、それが正しいかどうか。それから開発に絡んで、こういった開発によって農地が転用される時に、それが規定どおりであるのかどうか、それを県の峡東農務事務所と連携を取りながらやっている、それが一番大きな仕事であります。あともう一つは、農業振興地域という第1種農地ですね、これに指定されているものを除外したり、そういった業務、こういったものが主なものになってきますので、畑総事業の部署と切り離して、業務自体にそういう大きい支障が出たりするということ はなかなか考えづらい状況ではあるのですね。

それともう一つ、委員さんもおっしゃいましたが、私も農林振興課長をやっていたときに感じたところではあるのですけれども、市民の方にとっては、この道路が農道であるか市道であるかというのはあまり関係なくて、ここを直してほしい、あそこを直してほしいという、そういう要望をいただいたときに、これは市道なのだろうか、農道なのだろうかという、まずそこから始まっているところがちょっと組織的にも市民サービスのにもよくないということは感じました。そういった思いもございまして、今回このような形にさせていただいたところです。よろしく願いいたします。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） 丹澤課長も以前こちらに、農林振興課にいらっしゃったこともあるので、そのちょっと難しさも感じておられたのだと思います。道路とか、そういう整備事業、水路についても一貫して建設課のほうで全部管理していくというのはいいと思うのですが、甲州市のやはり第1次産業、もう本当に基幹産業として農業というところを考えたときに、本当にこの機構改革で、農地の整備であるとか畑総事業だとか、

ちょっと農業政策とその整備事業を別の課でやるというのはどうなのかなと私は今大変
思います。

○ 委員長（平塚 悟君） 意見としてでいいですか。

○ 委員（小林真理子君） はい。

○ 委員長（平塚 悟君） ほかに質疑は。

佐藤浩美委員。

○ 委員（佐藤浩美君） 都市整備課という新しいものの中に住宅に関する事というのがあるのですけれども、これまでの環境課で所管していた空き家、それから政策秘書課所管の空き家バンク、こういうものが一つの部署に集められるという考え方とは、これはそういうふうではないということですか。

○ 委員長（平塚 悟君） 丹澤政策秘書課長。

○ 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

これまでも議会の中でご指摘もいただいた部分でもございますけれども、空き家に関する管理を一元化に向けて、今回もそこは意図するところになっておりますので、管理的なものは一元化をしたいとは考えて、このような形にさせていただいたところでございます。

○ 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。

○ 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

ということは、都市整備課で空き家の問題を一元化して管理する、管理というか、どこで空き家のことを一元化してやっていくということになるのかをお聞かせ願いたいと思います。

○ 委員長（平塚 悟君） 丹澤政策秘書課長。

○ 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

これで条例をご議決いただきましたら、この下に市の行政組織の規則がございまして、非常に細かな各課の分掌などが定められているところなのですが、今度はご議決いただいたところでそちらを整備して、実際に運用していくという形になります。その中では、都市整備課が空き家の関係を一元化するような方向では今現在のところは考えているところです。

○ 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。

○ 委員（佐藤浩美君） 分かりました。では、整備していただいて、細かいところも十分

考えていただいて、そちらで所管していただくようお願いいたします。

今、環境課で進めている空き家の計画、何でしたっけ、この今年度末にまとめるものを持って都市整備課のほうへ行くということになるのかなというふうに思いますけれども、ぜひ空き家の一元化、積極的に進めていただきたいことをお願いいたします。

- 委員長（平塚 悟君） ほかに質疑はございますか。

小林真理子委員。

- 委員（小林真理子君） 都市整備課の新設とあるのですが、都市整備課は前にもあって、それが建設課にくっついて一緒になって、また今度、都市整備課に分けるという、前のときの行政改革の機構改革のときにも、ちょっと都市整備課は都市整備課で残したほうがいいのではないかということをおも意見で言った覚えがあるのですが、立地適正化計画をつくるために都市整備課として残したほうがいいと言った覚えがあるのですが、今回、その後、建設課にくっついて、本当によくやっていただいたなと思って、建設課の皆さん、大変なところを、都市整備もしたり立地適正化計画もつくったり、しっかり基盤整備も行っていただいたり、よく動いて、いいように動いたなと私は感じていたのですが、今回何で分けなければいけなくなったのかなと。ちょっと問題があったのでしょうか。

- 委員長（平塚 悟君） 丹澤政策秘書課長。

- 政策秘書課長（丹澤英樹君） こちらにつきましては、委員ご指摘のとおり、立地適正化計画、こちらのほうを今度推進する段階となりました。この中でもキーワードになってくるのが、コンパクト・プラス・ネットワークですとか、都市機能を集約された部分と、それから居住地域をどのようにつなぐかというところも今後は考え方として必要になってくると。それを実現するための体制としては、新たに都市整備課を設けて進めたほうがいいという結論になったところでございます。

過去にも確かに、都市整備課のみならず、市民課ですとか、そういったものも機構改革でくっついたり離れたりというのがあるのですが、私も、機構改革、今回初めて携わって思ったのですが、そのときそのときの状況に応じて組織の形を変えていくというのは必要なことであるというふうに感じておりました、今回も2月に課長、リーダーに現場の意見というのを聞いて、それを吸い上げた結果、現時点では今度こうするのがベストであろうという結果を導き出したものでございます。

以上でございます。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） 立地適正化計画も、私も一般質問をして、ようやく進んで策定までいったというのを、本当によく頑張っていて、大変な計画なのによく努力されたなと思っています。

それで、立地適正化計画で一番大事なのは、公共交通をどういうふうに考えていくかというところだと思うのですが、そこが今度、都市整備課のほうに入ってくるというのは、やはりいい取組だと思います。都市整備全体としてどういうふうに公共交通を考えていくかというのは、別の部署でやるものではないので、そこはいいと思います。

ただ、やはりさっきの農林業の基盤整備が建設課で、本当に農業政策と基盤整備が分かれるというのはいいことなのかなと、ちょっとそこは疑問です。

- 委員長（平塚 悟君） ご意見としてでいいですか。
- 委員（小林真理子君） はい、いいです。
- 委員長（平塚 悟君） ほかに質疑はございますか。

丸山国一委員。

- 委員（丸山国一君） 先ほどの空き家関係ですけれども、以前からも「空き」というものがつく課題が、農地もありますし、店舗もありますし、そういったものもある程度一元化していかないと、市民というより、移住されたり、いろいろ甲州市に来て興味を持っていただく、そうした方々に対応する連携をしっかりと取ってやらないと、なかなか分散して、来られた方があっちへ行ったりこっちへ行ったりという状況になりかねないという提案もしたと思いますけれども、その辺は庁内でこの後は合同会議等をしてしっかりと連携を取っていくのかなと思いますけれども、その辺についての話し合いもしっかりしてあるかどうか、その辺を確認します。
- 委員長（平塚 悟君） 丹澤政策秘書課長。
- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

ご指摘のとおりでございます。私の記憶ですと、委員さんのご提案は、空き店舗も全てひっくるめて一元化というご提案をいただいていると記憶しておりますが、その点につきましても検討させていただいたのですが、検討の結果、今回は空き店舗については観光商工課のほうに残すという結果となりました。ただ、ご指摘いただいた部分はごもつともですので、しっかりした連携を取っていかねばならないというふうに考えているところでございます。

- 委員長（平塚 悟君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

（発言する者なし）

- 副委員長（土屋憲一君） 委員長を交代いたします。

続いて審議を行っていきませんが、発言をお願いします。

平塚委員長。

- 委員長（平塚 悟君） 新設される予定であるこの施設管理課のことでちょっとお伺いしたいと思います。

公共施設の総合管理計画の中で、特に今後、統廃合等も含めて、それから廃止をするところもあると思うのですが、これまでも現状でも、学校施設等も含めて、所管課から普通財産に戻ると、一応現状だと財政課が担当する。

けれども、その利活用という部分ですね、今後の利活用であったり統廃合、廃止をしていくとか、そういった判断が、結局は庁内のマネジメント会議が開かれているところですけども、ここが今度、施設管理課となって、この財産管理に関することというのを所管していくとなると、今後の利活用であったり、そこをもっと主導的にやっていくという認識でいいのでしょうか。立案も含めて、例えば学校の跡地を活用するとか、そういったことを、主導的に意見をまとめて公共施設のマネジメント会議等にかけていく、こういう認識でよろしいのか、それをお伺いしたいと思います。

- 副委員長（土屋憲一君） 丹澤政策秘書課長。

- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

委員のおっしゃるとおりでございまして、施設管理課を新設するというので、今後、財政課の中でやっていたものの施設管理というのを、なかなか進みづらかった部分もあります。

先ほども申し上げましたが、課長、リーダーの意見というのを2月に聞いたときの中にも、財政課の中に施設管理があると、やはり施設管理で、廃止して潰したりするのもそうなのですが、いろいろ予算的な部分、お金がかかる。ただ、片や一方で、財政担当は、支出をなるべく抑制して、うまく組織全体のお金をやりくりしていかなければならないというところがありまして、同じ課内なのでなかなか施設管理のほうにお金をかけづらいというか、この予算を削らなければならないといったような議論をしたときに、どうしてもそこに手がかかってしまって、なかなかうまく進みづらいという生の現

場の声もあったところです。

そういったところから、それでは施設管理を今後どのように積極的に行っていくかというところから、このような形を取らせて、財政課と分けて新設をするという結論に至ったところでございます。

- 副委員長（土屋憲一君） よろしいですか。

平塚委員長。

- 委員長（平塚 悟君） ありがとうございます。その件は承知いたしました。

あともう一点お伺いしたいことが、これまで市民課が、非常に所管事務が多い状況だったと思います。それを総務課であったり、今度新設の都市整備課のほうに分散していく中で、やはり市民の窓口としての市民課という認識が、私は非常にあるのかなと思います。やはり市役所庁舎に入って1階の入り口で、あの場で例えば市民バスやデマンドバスの回数券の交付とかフリーパスとかを購入するというのもあそこで行ってきたと思います。そういったことも含めて、変わっていく、今度、市民にとっては、2階まで来ていただいてその交付を受けるとか、利便性は前よりも少しご負担をかけてしまうのかなという気がします。

行政組織を改編していく中で、やはり市民福祉の面というのはしっかりと守っていただいた上で所管を移管していくという考えだと思いますけれども、その公共交通ですね、先ほど小林委員からは、都市整備と一体的に公共交通を考えていったほうが良いというご意見もありましたけれども、どうして今回は市民課から、市民福祉という立場からすると、公共交通、市民バスに関する事等を都市整備課のほうに持っていったのか、そのところを詳しく説明をいただきたいと思います。

- 副委員長（土屋憲一君） 丹澤政策秘書課長。

- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

先ほど小林委員に答弁した部分とも重なるところでございますけれども、立地適正化計画に基づいて、これを推進する体制として、公共交通も同じ都市整備課の中にあっただろうがベストであろうということからさせていただいたところでございます。

確かに委員ご指摘のとおり、部署が替わると、窓口にいちゃった市民が、今までここで済んでいたものが、2階へ行かなければならないとか、そういった不具合と言ったらおかしいですけれども、そういった影響も出ることは承知しておりますけれども、なるべくそういったものを、この組織改編によって市民への影響が少ないように、職員一

同対応していかなければならないという認識は持っております。よろしくお願いいたします。

- 委員長（平塚 悟君） では、委員長を交代いたします。

佐藤浩美委員。

- 委員（佐藤浩美君） すみません、新旧対照表を見ているのですが、市民課で行っていた消費者行政に関することは、今度はどこに行くのか伺いたと思います。

- 委員長（平塚 悟君） 丹澤政策秘書課長。

- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

これにつきましては、条例のご議決をいただいた後、規則の中で、どの組織に持っていくかというのは考えていかないところなのですが、条例をここで議案として上程するときに、どのような形で上程するかというのを例規審査会という審査を経て、この議案で上げると。その議論の中で、消費者行政というのが、規模的にほかの条例にうたっている業務と一つ突出して細か過ぎるというか、もう少し大枠でほかのところは言っているの、それで合わせたのですね、何ていうのでしょうか、条例上の表現を合わせたというか。

ですので、消費者行政をなくすとか、そういうところではございませんので、しっかりもちろん残るのですが、条例、この議案からは文言が消えて、なくなってしまうような印象もあると思いますが、そういったことではございませんので、ご承知いただきたいと思っております。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。

- 委員（佐藤浩美君） もちろんなくされるととても困ると思うのですが、でも市民課の扱いではなくなるということでしょうか。

- 委員長（平塚 悟君） 丹澤政策秘書課長。

- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

そちらにつきましては、現在調整中ですので、はっきりしたことはちょっとこの場では申し上げられないのですが、先ほども申し上げたとおり、ご議決いただいた後に行政組織規則を検討していきますので、その中で定めたいと思っております。候補としては市民課かあるいは総務課かというような形になってくるのかなとは思っておりますけれども、それは調整をさせていただきます。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。

- 委員（佐藤浩美君） 市民課は、あそこの入り口で、市民が来てすぐに、窓口中の窓口のような形でやっていたらということ、大変、市民にとっては重要な場所だと思ふのです。

それで、一般の市民が市役所に来て、あそこから入る、先ほど委員長もおっしゃっていましたが、そこでいろいろなことが、転入手続とか、そういうことから始まって、いろんな消費者相談があつて、そして税金のことも聞いて、そして最後、福祉のところまで一連の、1階でみんな済むというか、市民にとってはそういう、2階までわざわざ行かなくても、そういうフロアで完結するというような考え方もあるかと思ふので、私としては、消費者行政は市民課にお願いしたいというふうには思いますが、そんな市民目線のこと、市民目線というか、市民が、特にお年寄りですとか弱者が行ったときに、どういう動線かということもお考えいただきながら所管を考えていただきたいということを要望します。

- 委員長（平塚 悟君） では、意見ということで、よろしくお願ひします。

ほかに質疑はございますか。

相沢委員。

- 委員（相沢俊行君） 今回の組織編成の変更ということで、先ほど来、る質問が相次いでいるところなのですけれども、市民から見た場合に、新しい都市整備課が所管する事業内容が、なるべく、先ほどの空き家に関わる対策の部分ですね、都市整備課が担当されるというふうなことに象徴されるように、これまで従来と違うということが年度替わりのときに行われるのですよね。これは、繁忙期にちょうど入るわけですし、その部分で、市民の側から見た場合に、市役所を利用するという観点では、少しく混乱が生まれないかなと心配するのですけれども、新しく新設されるこの都市整備課の所管する事務内容ですね、どのように市民に周知していくお考えなのか、その辺をお尋ねします。

- 委員長（平塚 悟君） 丹澤政策秘書課長。

- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

過去の組織の改革をしたときもそうだったのですが、このような組織に変わります、執務場所も変わりますというようなお知らせというのは、ホームページと、それから広報ですね、これによってお知らせをしたいと思ひます。また、1階には総合案内の窓口もございますので、そちらには連携して、3月31日まではこうでした、4月1日からこう変わりますということも、市民の方に分かりやすいご案内をするように気をつけていき

いと考えております。

- 委員長（平塚 悟君） 相沢俊行委員。
- 委員（相沢俊行君） 要望ですけれども、新しい課ができるのは、ちょうどその部分に合わせて、所管する事務が市民に分かりやすいような看板、ボードみたいなものもぜひ工夫されることを要望いたします。

もう一点、質問ですが、先ほど都市整備課の新設の部分の説明の中で、課長がコンパクトというふうな言葉を使われたと思うのですが、全体として、もう前から私も一般質問等で賢く縮むというふうな観点でお話をさせていただいたのですけれども、これは、施設管理の部分も含めて、全体として、この所管事務の内容が明らかになったところで、全体としてこれは、ここを貫く底辺には、やはりコンパクトというふうなコンセプトを少しく意識した上での今回の組織改編なのでしょうか。

- 委員長（平塚 悟君） 丹澤政策秘書課長。
- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

まさにご指摘のとおりでございまして、令和4年でしたか、かなり課の個数を減らした方向へ行ったのです。当然、委員がおっしゃいました賢く縮むという、今回の一般質問では、有賀議員からもスマートシュリンクといったことを言われておりますけれども、市の組織とて、そういう方向に向かわねばならないというふうには考えております。

その中で、施設管理課によって公共施設を今後どうしていくか、それから都市整備課のコンパクトとネットワーク、公共交通を含めてですね、そういったものというのは、賢く縮む、ベクトルが向いた方向の中の施策であるということは確かにご指摘のとおりだと思っておりますし、協議の中でも、そういったコンセプトの中で協議をさせていただいたものでございます。

- 委員長（平塚 悟君） 相沢俊行委員。
- 委員（相沢俊行君） 大変分かりやすい説明で、ありがとうございました。了解いたしました。
- 委員長（平塚 悟君） ほかに質疑はございますか。

丸山国一委員。

- 委員（丸山国一君） 我々議会側から見ると、常任委員会のそれぞれの所管がまた精査しなければいけないのだろうなと思います。二つの常任委員会でどのように精査して審査をしていくか、付託をしていくかということもあると思います。そうしたことも、こ

これは議会側もしっかり精査して、当局側もそれに協力いただいて精査していく。またがる可能性もあるかもしれませんので、そうした審査に対しての対応もしていただきたいなと思います。

それと、指定管理制度に関する事務ということで、これまでは政策秘書課等が関わったり財政課が関わったりということですが、今後も所管というのは変わらないのか、その部分はちょっと確認をさせていただく。これは事務に関することだけなのか、所管はこれまでどおりの所管になるのか、その点だけ確認をさせてください。

○ 委員長（平塚 悟君） 丹澤政策秘書課長。

○ 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

指定管理の業務については、この条例上ではちょっと見えないと思うのですが、行政組織規則を検討する中で決めていきたいと考えております。現在のところ、新設する施設管理課に一元化する方向で考えておりますけれども、いずれにしてもご議決いただいた後の検討になってくると考えております。

○ 委員長（平塚 悟君） 丸山国一委員。

○ 委員（丸山国一君） これまでの流れのことを考えて、所管の常任委員会等で審査をしっかりしていたという流れもありますので、その部分も今後、この改正によって、分かりやすく提案をしていただかないと、議会側の審査という、条例等の付託ということも関わってきますので、その部分は分かりやすく、そして議会側とも相談をしながら対応してもらいたいなと思います。

○ 委員長（平塚 悟君） 今、丸山国一委員から、まだ審査中でありましてけれども、これが通った後で構いませんので、条例は議決ですけれども、その下の内部の規定ですか、組織の規定等を変えたもので、改正したものをぜひ委員会、議会等にも出していただきたいと思うのですが、そういったことは、志村総務課長、そういった改定後の情報というのは議会側への提示ということは可能でしょうか、確認でお伺いいたします。

志村総務課長。

○ 総務課長（志村裕喜君） お答えいたします。

先ほど来、丹澤政策秘書課長のほうから申し上げます規則によって、細かな事務はそれぞれの所管が決まっておりますので、その規則が改定されたところでお示しをさせていただきたいと思います。

○ 委員長（平塚 悟君） 承知しました。そういう形でよろしく願いいたします。

ほかに議案第84号についての質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(平塚 悟君) ないようですので、議案第84号についての質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。議案第84号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(平塚 悟君) ご異議がないので、さよう決しました。
ここで暫時休憩いたします。
再開を11時15分といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時14分

- 委員長(平塚 悟君) では、再開いたします。

議案第85号

- 委員長(平塚 悟君) 次に、議案第85号 甲州市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について、を議題といたします。

当局の説明を求めます。

(当局説明)

- 委員長(平塚 悟君) 説明は終わりました。
これより質疑を行います。
質疑はございませんか。
佐藤浩美委員。
- 委員(佐藤浩美君) すみません、住登外者とは、住民台帳に記録されていないということなので、基本的に、市に帰ってくる人というか、具体的にどういう人のことを言うのか教えてください。
- 委員長(平塚 悟君) 志村総務課長。
- 総務課長(志村裕喜君) お答えいたします。

住登外者の主な方につきましては、例えば固定資産税を課税するための納税義務者、市

には住んでいませんが、甲州市内に土地ですとか家屋ですとか、そういう建物をお持ちの方が主な方となります。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） この住登外者の宛名番号というのが複数ある場合というのは、もう現状として何人かそういう対象の方はいるのですか、今からですか。
- 委員長（平塚 悟君） 志村総務課長。
- 総務課長（志村裕喜君） お答えをいたします。

先ほど固定資産税の納税義務者を例に出しましたけれども、固定資産税につきましても、幾つか土地建物をお持ちの方は当然いらっしゃいますけれども、それは名寄せがされて、一つの番号に土地建物がひもづけというか、その1人の方にまとめて、一つの番号で管理されるような形を取っております。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） ちょっと検索をして、朝霞市の例が出てきたので、そうすると、もともと住んでいる町から付与されている番号があって、こっちに土地を持っているところでも番号を付与されていてという場合がある。こういう場合というのは、今あるのですか、甲州市でも。それはない。
- 委員長（平塚 悟君） 志村総務課長。
- 総務課長（志村裕喜君） お答えをいたします。

宛名番号は、それぞれの市町村で割り振られているものでありますので、甲州市の番号と先ほど委員が申された朝霞市が一致しているものではないということでございます。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） ちょっとイメージとしては、どこにいてもこの人にはこの番号ということになるというものでもないということですか。ちょっと私のイメージとしては、どこにいても、私の番号はどこに行ったとしても一つしかないというふうに思っていたのですけれども、そうではなくて、甲州市にいたら甲州市の番号があって、別の市にも土地があれば、そっちのほうの番号が別にあるのがこれからですか。
- 委員長（平塚 悟君） 志村総務課長。
- 総務課長（志村裕喜君） お答えをいたします。

これからの話ではなく、今もそれぞれの市町村で同一の方であっても宛名番号が付番をされております。ただし、ご承知のとおり、マイナンバーにつきましては1人に一つと

いう形です。

- 委員長（平塚 悟君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

（発言する者なし）

- 委員長（平塚 悟君） ないようですので、議案第85号についての質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。議案第85号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（平塚 悟君） ご異議がないので、さよう決しました。

議案第93号

- 委員長（平塚 悟君） 次に、議案第93号 請負変更契約の締結について、を議題といたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（平塚 悟君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

小林真理子委員。

- 委員（小林真理子君） 確認だけさせてください。工期は変更なく、年度末にしっかり完成するという点でよろしいですか。

- 委員長（平塚 悟君） 田口財政課長。

- 財政課長（田口 俊君） お答えいたします。

今回は金額のみの変更でございます。工期は最初の設定どおりでございます。

- 委員長（平塚 悟君） ほかに質疑はございますか。

（発言する者なし）

- 委員長（平塚 悟君） ないようですので、議案第93号についての質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。議案第93号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（平塚 悟君） ご異議がないので、さよう決しました。

議案第96号

- 委員長（平塚 悟君） 次に、議案第96号 甲州市B&G海洋センターの指定管理者の指定について、を議題といたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（平塚 悟君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

小林真理子委員。

- 委員（小林真理子君） 指定管理料については、30条で年度協定によるということをご説明いただいたのですが、募集時に一応年度でどのくらいずつお支払いしていくというのは示されているかと思うのですが、それは答えられないですか。

- 委員長（平塚 悟君） 小林生涯学習課長。

- 生涯学習課長（小林好彦君） お答えをいたします。

先ほど総額で1億5,100万円というお話をさせていただきました。基本的な考え方としては、単年度で塩山B&Gが2,450万円、勝沼B&Gが570万円、それぞれの5年分の合計が総額の上限額となります。

ただ、令和8年度につきましては、塩山B&Gにおきまして、今年度実施設計をしております大規模改修工事を予定しておりますが、現時点では詳細な工事内容はまだ確定しておらず、また必要な予算の議決もいただいておりませんので、今後、改修工事の内容を精査しながら協議を行い、このご議決をいただいた後、詳細な協議を行う中で、今後のスケジュール等も考慮する中で、先ほども申し上げたとおり、令和8年度の年度協定の中で決定してまいりたいと思います。ですので、基本額は決まっておりますが、8年度については今後大きく変わる予定があります。ただ、限度額は超えないという考え方でおります。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。

- 委員（小林真理子君） ご説明ありがとうございます。よく分かりました。改修工事も予定されているということも本会議でも答弁があったりしたので、ちょっとどのくらいの工事になるか未定ですが、またそれも考慮しながらということで、分かりました。

指定管理料の5年間分を前の令和8年から12年までの5年間と比較すると300万円くら

い低く抑えられているのですが、これはどういった要因があったのでしょうか。

- 委員長（平塚 悟君） 小林生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小林好彦君） お答えをいたします。

指定管理料につきましては、現行の株式会社フィッツさんとその辺の話もする中で決めたものでございますが、当然、様々な物価高騰ですとか人件費が上がっていたりという部分があって、上がるのかなということを当局側では想定をしておりましたが、株式会社フィッツさんのほうで自主事業に力を入れる中で、必要な額というものをお示ししていただいたところでこのような額になりましたので、そこは株式会社フィッツさんに頑張ってもらいたいということで抑えることができた、そういう状況であります。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） 大変すばらしい指定管理者で、長いこと管理していただいて自主事業もそれだけうまくいくという自信があるということは大変すばらしい施設だと思いますので、ぜひ株式会社フィッツさんに頑張ってもらいたいです。

あともう一点気になるのが、この基本協定書の19条で、修繕のほうはその上の条のほうにあるのですが、修繕、大体30万円未満は自分で直すということはどの協定書でもそうなのですが、この19条でちょっと気になったのが、乙が必要な備品を1件当たり10万円未満の場合は乙が負担するが、10万円以上になった場合になぜ市が負担するというふうにしたのでしょうか。

- 委員長（平塚 悟君） 小林生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小林好彦君） お答えをいたします。

基本的には、備品は市のもので使っていただくということでやっていく。指定管理期間が終わっても、それは当然、市に帰属するというので、もともとあったものを使っている部分もありますので、その上で、それが駄目になったとか、買い替えなければならないというような場合は、当然10万円を超えるものについては市が責任を持って用意して、それを使っていただく。繰り返しになりますが、指定管理期間が終わった場合は、それは当然、市のもので帰属させるという考えのもとでございまして。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） 指定管理の協定書を、いろいろ私も見ているので、甲と乙がありますが、甲が用意するのが備品Ⅰ種で、乙が用意するのがⅡ種なのですね、備品の。このⅡ種の備品を調達するときに、新たに必要な備品については、1件10万円未満の場合

は乙が負担。Ⅱ種というのは、指定管理者が必要であって指定管理者が用意する備品であって、これは10万円を超えた場合はなぜ市が用意するのか。

さっきの課長の答弁で、もちろん甲が、市が持っているもともとの備品をちょっと買い替えなければいけないという場合は市が負担するというのは当然分かるのですが、理解できるので、この乙が用意したものについて10万円を超えた場合、これは、前の協定書にはないのですね。今回、この10万円というのが出てきたので、なぜこれが出たのかを知りたいです。

(「休憩お願いします」と呼ぶ者あり)

- 委員長(平塚 悟君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時39分

- 委員長(平塚 悟君) 再開いたします。

小林生涯学習課長。

- 生涯学習課長(小林好彦君) お答えをいたします。

ただいまご指摘のありました点につきましては、基本協定書自体がほかの指定管理施設との重なる部分もございまして、最終的にその備品をどちらに帰属するかということの確認もございまして、ちょっとお時間をいただきまして、後ほど間違いのないように改めてお答えをさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

- 委員長(平塚 悟君) 休憩いたします。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時39分

- 委員長(平塚 悟君) 再開いたします。

ほかに議案第96号についての質疑がございますでしょうか。

小林真理子委員。

- 委員(小林真理子君) 先ほどの答弁の中にあつた自主事業というのは、どういうものを予定しているのか、提案があつたのか、お願いします。

- 委員長(平塚 悟君) 小林生涯学習課長。

- 生涯学習課長(小林好彦君) お答えをいたします。

まず、収入に係る一番大きなものは、スイミングスクールの事業です。これはご承知のとおり、小中学生を対象にやっていて、これが一番大きなものですが、それ以外に提案書の中では、青少年育成事業ということで、子どもたちを対象にした体力づくりの機会を提供する事業ですとか、健康増進事業ということで、やはり成人を対象にした健康スポーツ教室、それからB&G財団が推進する各種の事業ということで、水の事故ゼロ推進運動ですとか、そういったものを随時やっていきたいということになっております。

○ 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。

○ 委員（小林真理子君） 分かりました。

小中学校が学校の水泳の教室でプールを利用させていただいていると思うのですが、その際の利用料というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○ 委員長（平塚 悟君） 小林生涯学習課長。

○ 生涯学習課長（小林好彦君） お答えをいたします。

今、委員がおっしゃったように、市内の小学校においてプールの授業をお願いしている部分がございますが、これにつきましては、教育委員会のほうから委託料をお支払いして、それで授業をやっていただいている、そういう状況でございます。

○ 委員長（平塚 悟君） ほかに質疑はございますか。

橋爪孝裕委員。

○ 委員（橋爪孝裕君） すみません、34条のところで利用料金のことが記載されているわけですが、この文面で、以前からほかの指定管理の協定書でも同じように記載があるわけですが、利用料については、その収入を乙の収入として収受することができるという記載があるのですが、利用料を収入源として計上することができるという意味ではないと理解しているのですが、この34条の書き方というか記載の仕方が、自分が前にいた勝沼健康福祉センターにも同じような記載があるのですが、初めてこの条項を見たときに、指定管理を受けている団体の利益になるというふうに理解もできたのですが、実際は、運営にこの収入も充てているというのが実際だと思うのですが、この書き方が、何か、収受することができるというのは、利用料を一旦受け取ることができるというだけということの理解かと思うのですが、日本語の難しいところかと思うのですが、指定管理を受けている団体の収入になるわけではないという理解でよろしいか確認です。

- 委員長（平塚 悟君） 小林生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小林好彦君） お答えをいたします。

ちょっと分かりにくい部分があったかと思いますが、あくまでも収受して、それはその団体の、ここでいいますと株式会社フィッツの収入として受け取っていただいても大丈夫ということで、ですので、この施設を管理運営していくために、市からの指定管理料と、それから一般の人がプールを利用したときの利用料は、全て株式会社フィッツの収入とすることができる。その中で管理運営をしていっていただきたいということで、ですので、先ほどの自主事業にも関連してきますけれども、頑張っ人て人をたくさん呼び込めば、その分収入が上がって、それを株式会社フィッツの利益としてもそこは構わないという考え方でやっております。

必要最低限な指定管理料はお払いますけれども、あとは自分たちの努力になっておりますので、あくまでもプールの利用料は、市の歳入にはならず、これは地方自治法、それから市の条例でもはっきりうたっておりますので、指定管理者の収入ということになるものであります。これは以前からもこの形態を取っておりましたし、以前、社会福祉協議会さんをお願いしていた勝沼健康福祉センターの利用料もそのような形だったと思います。

以上です。

- 委員長（平塚 悟君） 橋爪孝裕委員。
- 委員（橋爪孝裕君） 分かりました。
- 委員長（平塚 悟君） ほかに質疑は。

橋爪委員。

- 委員（橋爪孝裕君） 収入としてよろしいということになっているということの回答だったと思うので、そのとおりであれば結構ですが、勝沼健康福祉センターの例を言うと、収入としますけれども、運営費に全てを充てるという前提でやっていたので、私がいたときの社会福祉協議会がやっている勝沼健康福祉センターの利用料は、一切、社会福祉協議会の会計には入れていませんでしたので、ちょっと確認をしました。

収受というのは、当時は、市に代わって受け取るということをしているというふうには私は理解をしていたのですが、社会福祉協議会については純粋な民間団体ではない部分もあるので、そういう扱いになるのかなというふうには理解はしていたのですが、本当の民間、株式会社フィッツさんのような民間会社組織であれば、当然利益を上げるために

指定管理を受けていると思うので、そうなるのかなというふうにも理解はしていて、この収受という言葉がどう理解されているのかがちょっと確認したかったのです。

この場では以上で結構です。

- 委員長（平塚 悟君） あくまでも今回はこの議案第96号についてということになりますので、小林生涯学習課長の答弁のとおりということで承っていただければと思います。ほかに質疑はございますか。

（発言する者なし）

- 委員長（平塚 悟君） 先ほどの小林委員からの質疑の答弁がまだ調整できておりませんので、少し早いですけれども、ほかになければ、一度ここで休憩を取りたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- 委員長（平塚 悟君） では、休憩といたします。

再開を午後1時といたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 0時58分

- 委員長（平塚 悟君） それでは、再開いたします。

午前中に引き続き、議案第96号の小林委員からの質疑に対して、当局からの答弁を求めたいと思います。

小林生涯学習課長。

- 生涯学習課長（小林好彦君） よろしく申し上げます。

まず初めに、先ほど他の指定管理施設の協定書との関連がありますとお話をさせていただきましたが、確認したところ、小林委員がご指摘の部分につきましては、B&Gだけの規定でございましたので、先ほどのお答えはちょっと誤りがありました。申し訳ございませんでした。

小林委員のご指摘の点につきまして確認をしました。B&Gの管理運営に必要となる備品につきましては、18条の甲が準備して貸与するもの、これがI種ですね。19条のほうで、乙が、株式会社フィッツが自分で用意するものということで、これがII種になっております。ここで新たに必要となる備品につきましては、一覧には載っていないのですけれども、管理運営上必要となるもので、どちらが用意すべきなのかということについて、

安価なものについては指定管理者が、10万円を超えるものについては市が用意することを明らかにしたもので、株式会社フィッツとも協議をする中でこのような形になりました。条文の書きかたについて、もう少し丁寧にしてあげればよかったという思いもございますけれども、お互いの話合いの中でこのような形になったものであります。

また、その備品の帰属についてですけれども、42条の第2号で、Ⅱ種の備品は、指定管理期間終了後、原則撤去となっておりますけれども、協議において引き継ぐことができますので、状況にもよりますけれども、撤去せず引き継ぐこととする、またはⅠ種の一覧に加えることにより、次の指定管理者にはその用意は必要ないというような形にするということで、その状況により対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） 分かりました。けれども、この10万円というのを設けたのはどんな理由からなのですか。
- 委員長（平塚 悟君） 小林生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小林好彦君） お答えをいたします。

まず、何か具体的なものを想定しているわけではなくて、やはりあまり高価なものになりますと指定管理者の負担になってしまうということで、あくまでも管理運営をしていく上で必要な備品ということですので、買ってくれと言っても、市がそれは必要ないとなれば当然用意もしませんけれども、その金額の相互の話合いの中で10万円という線を引いたものでございます。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） では、指定管理者と協議して10万円というのを設けたということなのですが、ほかの指定管理施設にはこういうのが全くなくて、乙が自分で用意するとなっているのですね。甲が用意するものは、もちろんⅠ種については甲が用意することになっていて、このⅡ種のものについてはどんなに金額がかかっても乙が用意する。

これを多分ほかの指定管理者が見ると、今後そういう協議をしていけばいいという、やはりB&Gは特別な理由があってこの10万円というのをつけているという明確な理由でないと、ちょっとここは、ほかの指定管理施設との整合性が図られなくなる。今回三つ出ていますし、その特別な理由というのは何なのかというところをもう少しご説明いただ

けますか。

- 委員長（平塚 悟君） 小林生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小林好彦君） B & Gに関しては、何かこれまでも、例えばコロナ禍における消毒の関係だとか熱を測る関係、どこが用意するかというのが、どちらかというのが分からなかった部分もありますので、あらかじめ規定しておいたもので、これは私の考えになりますけれども、この規定があるからほかの施設にということをおっしゃいましたけれども、基本協定自体が全く見直しができないわけではないと思いますので、必要に応じてそこはできるのではないかなというふうにも考えております。何か特別な理由があったということではないですけれども、あらかじめ、本当に必要な備品があった場合はこうしようということを両者で話し合ったということでもあります。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

- 委員長（平塚 悟君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時04分

再開 午後 1時05分

- 委員長（平塚 悟君） では、再開いたします。

改めて、補足の答弁を求めたいと思います。

小林生涯学習課長。

- 生涯学習課長（小林好彦君） 基本協定の考え方につきましては、ガイドラインとあって一定の形が示される中で、それを基に各施設の必要性とか状況に応じて、それぞれが市と協議をして定めたものでございますので、うちは株式会社フィッツと話し合いをする中で、この規定が必要だということで決めましたので、これがここにあるからほかのところかという話とはちょっとまた、それぞれほかの指定管理者も協議をした上で協定を結んでいるはずですので、そこにこれが影響を及ぼすとかということではないのかなというふうに考えております。
- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） 前回の令和2年12月に出たときのこの協定書にはやはりこの規定はなくて、今回設けた理由というのは、何かやはりそれに関する事案があったということでしょうか。10万円超えるようなもので、ちょっとこれは乙が負担するにはちょっとというようなものがあったから今回こういうのを載せたのでしょうか。

- 委員長（平塚 悟君） 小林生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小林好彦君） お答えさせていただきます。

今、特に何か具体的なところでは把握しておりませんが、指定管理者、株式会社フィッツさんの場合、県内で幾つも同じような施設で指定管理を結ぶ中で、こういう規定が必要だということで話合いが持たれて、先ほども申し上げたとおり、真に必要な備品であれば当然用意しなければならない。ただ、金額が高いとそこは指定管理者に負担になってしまうので、その10万円が適正かどうかというところは分かりませんが、ひとまずその10万円というところで両方で合意をして協定書を結んでいったということになっております。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） 本当に今後の課題なのかなと思います。真に必要なものであれば甲が用意すればいいだけの話であって、あえて乙が用意するものに10万円と書かなくても、それは、高額ですし、必要なものですから市で用意しましょうという話合いを、この協定書を読めばできるので、なぜ乙のところこの10万円というのをあえて入れたのかというところは大変疑問が残るところであり、今後ちょっと考える必要があるのかなと思いますので、ほかの施設のこともあるので、県内他市の状況を見ながら株式会社フィッツさんとの協議でこれが出てきたということだとは理解しますが、ちょっとここに書くのはどうなのかなと私は疑問があるので、今後きちんと検討していただきたいと思います。

- 委員長（平塚 悟君） 小林生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小林好彦君） 先ほども申し上げましたが、確かに条文の書きかたとしては適切でなかったかなと思います。ただ、両方で協議をして確認をしておりますので、ただ、次期指定管理の協定書を結ぶ際には、今ご指摘のとおり、もうちょっと丁寧に書くべきだと思いますので、そこは次期には改めてまいりたいと思います。

他の指定管理施設につきましては、また、そこは我々がちょっと関われない部分もございいますが、こういったことがあったということで、そういう情報の共有はしていきたいと思います。

- 委員長（平塚 悟君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

（発言する者なし）

- 委員長（平塚 悟君） ないようですので、議案第96号についての質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。議案第96号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（平塚 悟君） ご異議がないので、さよう決しました。
以上で当委員会に付託された事件は全て審査を終了いたしました。
この後、その他の件に入ります。
ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時10分

再開 午後 1時11分

- 委員長（平塚 悟君） では、再開いたします。

その他

- 委員長（平塚 悟君） これよりその他の件について質疑を行います。
お手元の配付いたしました資料のとおり進めてまいりたいと思います。
まず初めに、甲州市のホームページの改善についてということであります。
提案をされた佐藤浩美委員、お願いいたします。
- 委員（佐藤浩美君） お願いします。
ホームページについてですけれども、ほかの市のものを幾つか見たりする中で、甲州市のホームページ、目的にたどり着くのになんとワンクリック、ツークリック多いかなという感覚がありまして、例えば子育てというので、「甲州市 子育て」とか「富士吉田市 子育て」とか、それから「笛吹市 子育て」とか、そういうふうにと調べると、まず例えばその画面に行くと、補助金とか、そういう支援がたくさん出てきたりするのですよね。
皆さんそういう経験があるかどうか分かりませんが、そういうふうに移住者とか若い方とか調べるときに、何を調べたいのかなということの希望がすぐに出てくるようなホームページの作り方ができないものだろうかというふうに思うのですけれども、ちょっと具体的ではないかもしれませんが、その辺はいかがでしょうか。
- 委員長（平塚 悟君） 志村総務課長。

- 総務課長（志村裕喜君） お答えいたします。

本市のホームページにつきましては、以前のものから令和2年にリニューアルをさせていただきました。リニューアルにより実現したといたしますか、そのときに改善した点につきましては、カテゴリーの分類をより細かくして、目的の情報にアクセスをしやすいとしたということ。また、同じ記事にたどり着くのに複数の切り口からたどり着けるような構造として、利用される方の利便性を向上したということ。

それから、ホームページの上部に、それまでになかった検索窓を設置いたしまして、知りたい情報を簡単に探せるようになったということで、その窓にキーワードを入力していただいて検索をしていただくと、それに関連する内容がホームページ上に記されるようになったということ。

また、スマートフォンでの操作性を向上させたということで、一気に今までは下までスクロールができなかったものを、スマートフォンの画面においても一番上から一番下までスクロールができるようになって、閲覧がスムーズにできたということ。

それから、管理を簡単にしたということが、あと挙げられます。情報の更新等があった場合にも課ごとに情報更新ができたりとか、組織が変更になった場合にも柔軟な対応が可能になったというような内容で、5年前改善をさせていただいております。

委員がご指摘のとおり、ホームページ、よく使われる言葉、日進月歩というような言葉が使われますけれども、それぞれの市がより市民の皆様をはじめ利用者に使いやすくするというのでやっておりますけれども、うちのほうも5年たっております、その辺が指摘のような点であると思っておりますけれども、また大きな改善をしていく、リニューアルするということになりますと多額の予算もかかりますので、先ほど申し上げたとおり、各課の判断により、課で修正したり、ホームページ上にお知らせしたりする内容を充実させるですとか、公式LINEとの連携をさせて、情報の周知を強化するというようなことを取り組みながら、さらに皆様に見ていただけるようなホームページになればというふうに考えております。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） 全面的にリニューアルするのはお金もかかって大変だと思うのですが、ただ、先ほども申し上げましたように、甲州市の全体のホームページにまず行く、そして自分が調べたいことを検索窓のところに入力して押す、そしてその後、そこへぱっと飛んでほしいのだけれども、そこでワンクリック、ツークリック、手間が

かかるというイメージがどうしてもあるのですよね。

すぐには言いませんけれども、ぜひ、ほかの市の例えば子育て支援とか空き家とか、そういうのを見ると、すぐに欲しい情報にたどり着けるという、そして自分が思っていない、ああ、こんなものもあるのだみたいな、そういうものがそこへ出てくるという、そういうものがありますので、研究をしていただきたいというふうに思います。

私がいいなと思ったのは、農業者支援のところは、前よりすごく何かよくなったというのかな、農林振興課でやっているのか、どういうことか分かりませんが、支援のメニューが次から次へ出てくるというのがあって、それはすごく進歩したなというふうには思っているのですけれども、そんなふうな、若い移住者とか若い方が調べるときに、その方々が欲しい情報にできるだけ早くたどり着けるようなものに改善を、すぐとは言いませんけれども、今後よろしく願います。

以上です。

○ 委員長（平塚 悟君） 要望ということでよろしいですか。

○ 委員（佐藤浩美君） はい。

○ 委員長（平塚 悟君） 分かりました。

小林真理子委員。

○ 委員（小林真理子君） 今、佐藤委員がおっしゃっていた、北杜市、AIチャットボットを入れているのですけれども、甲州市はチャットボットを入れる予定はないですか。

○ 委員長（平塚 悟君） 志村総務課長。

○ 総務課長（志村裕喜君） お答えいたします。

委員のご提言のチャットボットの機能の導入ですけれども、機能を追加することはもちろん可能でございますけれども、導入には一定のコストが必要になってくるということがあります。それから、一般的なAI型のチャットボットと生成AI型のチャットボットがあるというふうに思っておりまして、費用面においても差があるということもありますので、それらのどちらがいいかというような検討も必要になってくると思いますので、チャットボットについては、当課においても検討が必要なことだというふうにもう既に認識をしておりますので、さらに研究をしていきたいと思っております。

○ 委員長（平塚 悟君） よろしいですか。

では、甲州市のホームページの改善についての質疑は打ち切りたいと思っております。

次の項目に入ります。

- 副委員長（土屋憲一君） 次の項目について、委員長を交代させていただきます。

引き続きまして、消防団員の公務災害補償について、近年の実績、誤報対応ということで、平塚委員長、お願いします。

- 委員長（平塚 悟君） まず、消防団員の活動中における公務災害補償ということで、先日、私もまだ現役の団員でありまして、勝沼地域で火災の出火報、団員にはメールで送られてきます。出動したところ、誤報ということでありました。ただ、その誤報の最中に、出動した団員が、まだ誤報ということが確定する前に車との接触事故があり、大事には至りはありませんでしたが、1週間ほどの療養が必要という、そういう判断になったということを聞きました。

そのときに、車との接触だったので、相手方の任意保険を使って治療費に充てるということで先方との折衝で取まったというふうに聞いたのですけれども、こういったときに、本来であれば、優先順位として、出動の命令が出ている最中でありますので、本来であれば公務災害補償というのが先にワークするべきではないかという認識を私は感じたところなので、ケース・バイ・ケースかもしれませんが、公務災害補償が働くケースについて、今回の事例を基に、どういう判断をされたのかというところでお伺いをいたします。

- 副委員長（土屋憲一君） 志村総務課長、お願いします。
- 総務課長（志村裕喜君） お答えをいたします。

委員がご指摘の事故の件につきましては当然把握をさせていただいております。誤報だったということですが、当然出火報が出た出動でありますので、それは当然公務として取り扱うという形になります。

ただし、今回の公務における事故につきましては、まず第三者行為であるということ、相手がいて、相手が車によって負傷させたということでありますので、本市の公務災害の補償につきましては、山梨県市町村総合事務組合を通じて掛金を掛けさせていただいて補償をさせていただいております。その山梨県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例というものが制定をされております。

その中で、先ほど申し上げた第三者行為によって生じて受けた損害の補償につきましては、まず当該第三者から補償を受ける、それからその補償が受けられないような事態になった場合、例えば無保険であったり、そういう場合につきましては、次の公務災害としての災害補償の中から適用して補償していくというようなことに定められております。

ので、今回はその定めによりまして、けがをされた団員の方には、まずは事故を起こされた方に補償していただくということで補償ができるという内容でしたので、優先をそちらしていただいたところであります。

- 副委員長（土屋憲一君） 平塚委員長。
- 委員長（平塚 悟君） かしこまりました。今回のケースは、市町村事務組合の条例等に従って対処していただいたということで確認しました。

あともう一点、起きてほしくはないのですけれども、やはり出動現場において、様々な災害に巻き込まれることもあるだろうし、また、今回のように、事故に遭ってしまうケースもあるかもしれません。そういったところで、近年の実績の状況であったり、またその対処、適正に対処されているとは思いますが、報告等できる案件がありましたらお願いいたします。

- 副委員長（土屋憲一君） 志村総務課長。
- 総務課長（志村裕喜君） お答えいたします。

近年の消防団員の公務災害の状況につきましてですが、各年度、件数が非常に少ないので、あまり細かいことまで言ってしまうと、ご本人が特定されるようなことにつながりかねませんので、その点を含みながらお答えさせていただきます。

令和6年度につきましては2件、内容は熱中症、それから肉離れ、補償済みでございます。令和5年度につきましては1件のみ、骨折と打撲、これも補償が済んでおります。令和4年度も1件、こちらは打撲、補償済みでございます。それから、令和3年につきましては、骨折2件、打撲が1件、これも補償は済んでおりまして、令和2年度につきましては公務災害が1件もなかったということでございます。

先ほど委員長のご指摘の交通事故の件につきましては、消防団の中でも話をしていただきまして、暗い時間帯でもあったということもあって、なるべく目立つような服を着るとか、ベストをするとか、目立つような形を取って今後は対応していきましようということで情報共有をして、各分団長から部のほうに話が行っているような状況だというふうに思っております。

以上です。

- 副委員長（土屋憲一君） 平塚委員長。
- 委員長（平塚 悟君） 承知いたしました。消防団組織への通達は行っているということで、しっかりと総務課と共有を図っていただいで進めていただきたいと思っております。極

力事故がないようにということで、よろしく願いいたします。

私からは以上となりますので、委員長をここで交代させていただきます。

次の質問事項に入ります。

大和町の日影地区に行く市民バスの運行時間の変更に関することについて、これは佐藤浩美委員ですね。よろしく願いします。

- 委員（佐藤浩美君）　　願いします。

大和地域の日影に行く縦断線ですかね、その運行時間、昨年、その前かな、ダイヤ改正があったようなのですね。その後、ちょっとまた状況が変わって、子どもが通学をするのに使いたいということもあって、昨年の12月の議会の委員会で、有賀議員のほうからもその旨の質問があったということを伺っています。

その後、私は、ついこの間このことを聞いたのですけれども、やはり熊が出てくるということもあって、子どもたちが通学に使いたいというふうに地域の人は思っているのだけれども、あるいは買物もですけれども、熊の関連でその辺のこともあって、学校のほうも、大和小学校のほうを通じて市のほうにお願いもしているのだけれども、その後どういう見通しがあるか教えていただきたいし、これから、ダイヤ改正をしてそんなに年がたっていないかもしれないですけれども、市民にとって、子どもたちの足という点と安全という点で、大きなこともあるのかもしれないと思ひまして、その見通しですね、それを伺いたいと思います。

- 委員長（平塚 悟君）　　河村市民課長。
- 市民課長（河村 敬君）　　お答えいたします。

大和地域を運行している甲州市縦断線は、令和6年11月にダイヤ改正を行っております。このダイヤ改正につきましては、令和4年度に実施した市民バス利用実態調査における利用者数の実績などを踏まえて、令和5年度から調整をはじめ、令和6年1月の地域公共交通会議で承認されたことから、実施に至りました。令和4年度に実施した実態調査で、共和から甲斐大和駅の朝の便はほぼ利用者がいないというところがありましたので、それよりも、やまと天目山温泉を利用する乗客がほとんどだということが分かりましたので、それに合わせてダイヤ改正をさせていただいたところでございます。

ダイヤ改正につきましては、国土交通省、陸運局の認可が必要でございまして。私どものほうでニーズを調査して、それから警察の安全確認等の調査もございまして。それから、甲州市地域公共交通会議に提案して承認をしてもらってから、関東運輸局山梨運輸支局

への承認、それから許可と実施というような手順を踏んでおります。これは縦断線に限らず、循環バス、それから民間の路線バス全てにおいて、やはり許可が必要なもので、一定の時間を要するということになります。

通学に市民バスを利用するということについては、たまたまちょうどダイヤ改正と熊の出没が重なった時期で、要望等もいただいたのですが、そういった経過でダイヤ改正をした経過がございましたので、通学に市民バスを使うかどうかということについては、教育委員会のほうと協議をしていただきたいというようなお話をさせていただいています。

以上でございます。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） では、通学に使うにしても、市民の一人なわけなのですけれども、教育委員会と協議をしてもらいたいというふうに言ったのは、相手はどなたに、小学校の保護者ですか。
- 委員長（平塚 悟君） 河村市民課長。
- 市民課長（河村 敬君） お答えいたします。

区長をはじめ、大和小学校の学校運営協議会会長などから再検討を求める要望書の提出も受けました。その内容については承知をしておりますが、この件については、通学路上の課題であることから、市の教育委員会とご相談いただくよう要望書に対する回答書を出させていただいたということでございます。

- 委員長（平塚 悟君） 教育総務課長、それは去年のことで承っているという認識でいいですか。教育委員会としてもその案件は、地元からの要望であったり、地元の団体からの要望、そういったことは承って、対応するとか検討するということはあるのでしょうか。

清水教育総務課長。

- 教育総務課長（清水 修君） お答えをさせていただきます。

ただいま市民課長からありました地区からの要望に関しましては、市長に直接手渡しをするという状況でございました。その前に私どものほう、教育長のところにもおいでになって、これから行ってくるということで、承知はしてほしいということでもございました。

通学に関しまして、登下校に関しましては、基本的には保護者の方をお願いをしている

という状況でございます。現状、デマンドバスを使って、登校等にお使いになっているというところも承知はしているのですが、それに関しましても、大久保平の一部ですとか平沢地区ですとか、ごく一部のところに限られているという状況でございます。

このことに関しまして、大和地区の通学路に関し、当課においては、勝沼中学校に通われている生徒さんたちのためにスクールタクシーの運行を行っておりますので、その利用もどうかというようなことで学校のほうにもご相談をさせていただいたところではあります。ただ、やはり勝沼中学校の授業に合わせて運行時間は決められておりますので、その利用ではやはり小学生にはちょっと早いというようなこともお話としていただいているという状況でございます。

- 委員長（平塚 悟君） すみません、遮ってしまって。

それで、要望を出した地元の人たちは、回答を待っている状況という認識ですか、それとも、そういうことで、もう市からの回答をいただいてご納得していただいている、こういう状況でしょうか、その確認をさせてください。

河村市民課長。

- 市民課長（河村 敬君） お答えいたします。

区長、大和小学校の学校運営協議会の協議会長等からの要望書につきましては、市民課からは、通学路上の課題であるということから、市の教育委員会にご相談いただくよう回答は済んでおります。

以上でございます。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） そこから先の話なのではないでしょうかね。先ほどスクールタクシーを使ったらどうかというようなお話もあったのですけれども、それについての意見交換というのですかね、区長さん、あるいは大和小学校の学校運営協議会の方とそういうお話はされているのでしょうか。
- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

ただいま申し上げましたスクールタクシーをというお話に関しましては、学校長のほうにお話をさせていただきました。学校長のほうに、最初は地区の区長会長さん、あるいは学校運営協議会の会長さんからのご要望であったということが最初であったというふうに聞いておりますので、学校長のほうからそのお二人の方には改めてお話をすると

うことで、こちらは承知をしているところでございます。

- 委員長（平塚 悟君） 結果は、教育委員会では、学校長から先方の対象となる保護者、児童には、その報告の案件というのはまだ戻ってきていない、そのままになっているということですか。

清水教育総務課長。

- 教育総務課長（清水 修君） お答えいたします。

大変失礼しました。学校長からの報告、昨年の状況でございますけれども、既に先ほどの関係者の方に関しましてはお話をさせていただいたという状況でございます。その中で、私、先ほど申し上げましたが、やはりスクールタクシーの時間では朝が早いと。それに関しては、子どもさんも大変でありますし、送り出す保護者の方も大変だというようところで報告はいただいているところでございます。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。

- 委員（佐藤浩美君） 通学方法についてということで、学校長の責任というのか、その判断ということで、保護者あるいは地域の方、区長さんとか学校運営協議会の方は納得をいただいているのかもしれないのですけれども、ダイヤを改正するということは大変手間もかかり時間もかかり大変なのだということ、そう簡単には改正はできないのだということ、理解しましたけれども、子どもたちが学校に通うのを毎日親が送り迎えをするということですね。

そして、もう一つ伺いたいのは、新しいダイヤを改正したから、今度は乗る人はもう圧倒的に人数が多いということになったのだろうかということが一つと、それから二つ目は、子どもたちの登下校のことを保護者の責任でやるということについて、何ていうのでしょうか、バスに乗れないという、市民福祉というか、何かそういうことで、そのままにしているのだろうかという思いがあるのですけれども、二つ、ちょっとごめんなさい、質問がごちゃごちゃしましたけれども、一つ目の質問と二つ目の質問について分けてお願いします。

- 委員長（平塚 悟君） よろしいですか。

河村市民課長。

- 市民課長（河村 敬君） お答えいたします。

利用者人数が伸びているかという質問だったかと思うのですが、令和6年11月にダイヤ改正をいたしまして、今年度についてはまだちょっと集計中、今年度はまだ1年間で、

今手元に数字がないので、通告もなかったのも、お答えはできませんが、令和6年度末までの経過でいうと、微増というようなことになっております。

ただ、これは令和4年度に実施した市民バスの利用実態調査を基に、大和地域の皆様の声を基にダイヤ改正をさせていただいた、実際、朝の便については、乗車人数、すみません、共和から甲斐大和駅までの朝の便は利用者がゼロだということを基に協議をさせていただいたということをご理解いただきたいと思っております。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） 確かにその時点ではゼロだったかもしれないのですけれども、その後ですよ、熊の出没で、子どもだけではないですよ、買物ですとか、そういう方も使いたいという声があるということを知ったのですけれども、状況が変わったということに対しては、そんなに簡単には変更はできませんというふうにはしか言えないということですか。
- 委員長（平塚 悟君） 河村市民課長。
- 市民課長（河村 敬君） お答えいたします。

熊の出没というイレギュラーな、季節的なものでございます。通年通して私どもは共和から甲斐大和駅の利用状況を調査した結果、利用者がいないので、それであれば天目のほうの利用者に回そうという、充実をさせようということで判断させていただいたものでございます。大和地域の皆様の声に、要望に寄り添った対応をしたと思っております。

熊については本当に季節的なもので、出たからバス、そのために12か月そのダイヤで回すのかということもありますので、共和から甲斐大和駅に朝の7時46分の便が大和地域の共和の皆様の買物の足になるかといえば、そういったことも、朝7時の便に乗って買物に行くかといえば、そういったこともないかと思っておりますので、令和6年11月にダイヤ改正をさせていただきました。

今年度の利用実績等も踏まえ、次期ダイヤ改正については、先ほど説明をさせていただきましたが、非常に時間がかかるものですが、声があれば検討していきたいと考えております。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） なかなか大変な手間もかかることで、簡単にはできないということ、そして対応もそのようにしてくださっている、学校を通して区長さん、学校運営協議会の方にもお伝えをして納得をさせていただいていると、納得はどうか分かりませんけ

れども、伝わっているということを確認しましたので、もし次の段階でやるのであれば、ダイヤ改正を求めるのでしたら、大和地域の方の声をまとめてというふうな形でいってほしいという、そういうことで、分かりました。

- 委員長（平塚 悟君） 要望ということで重ねてお願いいたします。

この件に関してほかに質問は。

相沢俊行委員。

- 委員（相沢俊行君） 市民バスの運行を拡大、延長ということとは別に、一つお尋ねしたいのは、通学路の管理、安全に、学校に子どもたちを通学させるというところで、学校長、学校ですよ、の部分で、様々な通学の方法を、グループで行きましょう、この道を通して学校へ来てくださいというふうな管理をしていると思うのです。それが一般論として、車のみならず、一般的に何らかの事情で、そのいつもの通学路が使えなくなった、あるいはそこに危険が先見されるというふうな場合には、一般的には学校長のサイドのほうで、父兄、それから地域住民と相談をして何らかの手だてを講ずるというふうな形になっているのでしょうか。その辺の対応の仕方はどこがどのようになっているのか教えていただきたいのですけれども。

- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。

- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

通学路に関しましては、おっしゃるとおり、学校長が定めているものでございます。今回、熊と別にしても、新たに例えば道路が開いたというようなこともございます。実際にフルーツラインですとか新たな道が開かれたときに、通学路を変更するというようなことも実際に行われてまいりました。基本的には、学校に通学するお子さんたちの住居に合わせて、小学校であれば、班編成を組んで集団登校という形を今現在行っております。その集団登校の路線といえますか、どのように学校へ来るかということも併せて学校長が定めているというものでございます。

例えば、工事があるとか、イレギュラーでそこを通れないというようなことも中には出てくるかと思えます。その際に関しましても、学校長が状況を把握し、子どもさんたちあるいは保護者の方にそこは連絡を調整の上、通学路の変更をしているということで理解をしておるところでございます。

- 委員長（平塚 悟君） よろしいですか。

- 委員（相沢俊行君） はい。

- 委員長（平塚 悟君） ほかにこの件に関して。

小林真理子委員。

- 委員（小林真理子君） 大変ですね。学校に通うのに、もちろん保護者の方が送迎を今されているのだと思いますが、何かしらちょっと解決策も少しは、あとはお任せしますというわけにはいかないと思うのですね。今現状1人だからというようなこともあるかもしれないけれども、もしかしたら日影地区にすごくたくさん子どもが生まれて、そこから通う場合どうするのだという、要はみんな保護者が送っていますよということには、私は行政としてこのままというわけにはいかないと思います。

ちょっと北杜市でひげじいという、ちょうど昨日私も調べていて、ボランティアで送迎をしたり、それは介護なのですけれども、介護ボランティアで送迎を無償でしたりとか、甲州市でもファミサポがあつたりするので、そういうのをうまく活用してあげる、ファミサポはもう少し低年齢が対象だったりするのですが、そういうのをうまく活用するということは考えられないですか。

- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

先ほど来の話になってきてしまつて大変恐縮ですが、通学、それから下校に関しては、基本的に保護者の方をお願いをしているところでございます。他地区の状況もやはりそこは考えていかなければならない、必ずしも大和町だけのことではないというふうに認識しておりますので、そこは全市的なものの中で判断を下すべきかなというふうに思っております。その方法に関してはどういった方法がよろしいのか、今言ったバスを使うことに関しましても、そのすべというか、ある程度限られているというふうにも考えておりますので、そんなことも含めて今後の検討材料かなというふうに思っております。

以上であります。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） もう一個、別角度からの提案で、今回、山梨市のほう、義務教育学校ということで笛川中学校と笛川小学校が一緒になって、笛川中と笛川小それぞれにスクールバスがあつて、それぞれの時間で運行していて、では今度統合したときはスクールバスがそのままかどうか、ちょっと私もそこまでは分からないのですけれども、学校の時間をそろえるのかということを考えていくのではないかなと勝手に想像しています。

やはり中学校と小学校の時間が違うからスクールタクシーもうまく利用できないというのであれば、そこを合わせてあげるとか、そういうちょっと教育的な配慮というのも考えるのは一個ではないかなとは思いますが、山梨市の状況が分からないので何とも言えないですが、そういうのも難しいですか。

- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

おっしゃるとおり、私も山梨市の状況はまだ把握しておりませんので、そこをどういうふうにするのかというのは全く分かりません。

本市におきまして、現状として大和小学校があり勝沼中学校があり、大和地区の小中学生はそのように場所が分かれて登下校をしているという状況であります。山梨市の義務教育学校は、基本的には1校の中で行っていく、あるいは今現在の笛川小学校と笛川中学校、ひとまずその両方を使うというようなことも聞いております。その両校は割合近いところにありますので、委員がおっしゃるようなことも可能かなというふうには思うのですが、現在の甲州市の状況になりますと、大和小と勝沼中はやはりある程度離れていますので、そこを同じ扱いで運行ができるかと言われてしまうと、ちょっとそこは難しい部分が出てくるかなというふうには思っております。

以上であります。

- 委員長（平塚 悟君） ほかにこの件に関してございますか。
(発言する者なし)
- 委員長（平塚 悟君） ないようですので、この件に関しては以上とさせていただきます。

次の案件、議題は、教育委員会の会議録の公開についてということであります。

佐藤浩美委員、よろしく申し上げます。

- 委員（佐藤浩美君） 教育委員会の会議録を時々見ているのですが、ホームページとか、検索しても、令和6年4月以降、4月が最後で、あとは公開されていないのですが、今年度も教育委員会開催されていると思うのですが、昨年度も、公開はしていただいているけれども、私がそこにたどり着けないのでしょうか。そうなのですか。私は分かりません。すみません。
- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

佐藤委員のご指摘のとおりでありまして、令和6年4月以降、現在というところで公開がなされていないという状況でございました。そこに関しましては、情報公開を速やかに行わなければならないということがございますので、私どもの失念しているところがございます。大変申し訳ございませんでした。

つきましては、本当に取ってつけたようで恐縮なのですが、昨日に本年度の分も併せて公開をさせていただきましたので、ご確認をいただければと思います。

なお、その原因というか、どうしてそんなことになったのかというところですが、本当に言い訳がましくて恐縮ですけれども、担当の職員の異動に合わせて、うまく引継ぎがなされなかったことが要因かなというふうに思っております。そのことに関しましては、課長であります私の責任でありますので、私の責任をもって、今後そういったことが起きないように、引き続き注意はしていきたいというふうに考えております。大変失礼をいたしました。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） 分かりました。ありがとうございます。

やはり会議をして速やかに公開されると、それを見て、また考えることもあるというふうに思いますので、よろしくお願いします。

- 委員長（平塚 悟君） 要望ということで、よろしくお願いいたします。

ほかにこの件に関しまして発言はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（平塚 悟君） ほかの担当課の、例えば審議会の公開の制度等もありますので、速やかにほかの課のことに関しても公開できるものはしっかりと会議録等公開をしていただくよう重ねてよろしくお願いいたします。

次の案件に入ります。

子どもたちの不登校、いじめの件数や内容についてということで、これも佐藤浩美委員ですね。よろしくお願いします。

- 委員（佐藤浩美君） 10月30日の山日新聞、ほかの新聞もですけれども、全国的な学校基本調査ですかね、その結果を受けて、山日新聞では、山梨県内の小中の不登校生が最多で2,255人と、いじめは4年ぶりに減ったという記事があったわけですがけれども、本市の状況はいかがか、やはり気になるわけですよ。それについて、数や、増えているのか減っているのか、そういうようなことを伺うことはできますか。

- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

佐藤委員からお話がありましたものに関しましては、令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査というものが正式な名称でございます。これに関しましては国のほうで統計として調査を行っているものであり、佐藤委員おっしゃるとおり、10月30日付で国の数字、それから県の数字につきましては公表がなされたという状況でございます。

全国的なものに関しましては、全国では、不登校に関しましては合計で約35万4,000人、昨年度対比で2.16%の増であると。これに関しては12年連続で増加をしている状況ということでございます。

本市の状況でございますが、佐藤委員からは、一般質問あるいはこの委員会でも、細かな数字をとということで幾度となくご質問もいただいているところでございます。本市の状況等に関しましては、パーセンテージだけで申し上げますが、不登校に関しては全体で1%、僅かではあります、1%の減少という形になっております。それから、いじめの問題に関しましては、若干ではあります、やはり減少という状況でございます。

その際に、今回も数字に関してはご容赦いただきたいという中身でございますが、先ほど申し上げたこの調査に関しましては、国の統計として調査をされているものでございます。全国の状況を調査分析することによって、教育現場における生徒指導の一層の充実を図ることがその調査の趣旨でございます。これに関しては統計法に基づく調査ということになってまいりますので、その公表、調査結果を提供できるものというのが行政機関等ということで限られております。また、公表する場合に関しては、文部科学省に、こういった利用で公表するということで、あらかじめ利用申請もしなければならないということが決められておりますので、現状では数字に関しては公表していないという状況でございます。

以上であります。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） 文科省に利用申請をしなければならないということなのですね。それは何かどこかにそういう文章というか決まりというか、何とかの規則というのがどこかにあるのですか。
- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。

- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

こちらに関しては、先ほど申したとおり、統計法という法律に基づいてのことですので、そちらの中にそういったものがあるのではないかとこのように思います。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。

- 委員（佐藤浩美君） 私もこれは興味本位で言っているわけではないのですよね。やはりみんなが考えなくてはいけないことだと思うし、子どもが少ない、子どもの数は減っているのに、1%本市では減ったということですが、全国的に見ると、子どもの数は減っているのに不登校の数は増えているという、ということは率が高くなっているという、そういうことだと思うのですよ。

そして、やはり学校に来て学ぶということは物すごく大事なことで、一生のこと、そして、あるいは地域社会にとっても、子どもたちが、何ていうのかな、成績というよりも、基本的な常識を身につけたり、仲間と一緒に活動するということが、人として育っていく大事な基礎をつくる時期にそのことを逸してしまうということの損失というのが大きいというふうに思うので、このことを私は結構聞いているのですけれども、そんな思いでやっています。

そして、すみません、一つ伺いたいのは、いじめというのは、中身はそんなに深刻なものあまり本市ではないというふうに判断してもいいのかどうか、それとも結構深刻ないじめもありますよということか、それだけ伺わせてください。

- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。

- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

まず、このいじめに関しましては、第三者委員会等々に関して協議をすべき事案というところで、例えば身体に影響があるもの、あるいは30日以上の不登校になってしまったものといったところが法律上決められております。昨年度の状況に関してだけでございますが、両方に該当するものはないということで承知をしているところでございます。

- 委員長（平塚 悟君） よろしいですか。

ほかにこの件に関して質疑はございますか。

（発言する者なし）

- 委員長（平塚 悟君） では、この件に関しては以上で閉めさせていただきます。

次の案件に入ります。

塩山中学校へ学校が統合後の子どもたちの様子についてということで、これは佐藤浩美

委員。

- 委員（佐藤浩美君） 続けてお願いします。

塩山北中学校から塩山中学校へ本格的にというか統合されたわけですが、やはり小さい学校から大きな学校へという中で、子どもたちの状況はどのように把握されているかということを伺いたいと思います。

- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

まず、塩山北中学校から塩山中学校に本年4月に編入してまいりました生徒でございますが、2年生が5名、3年生が6名、合計で11名でございます。また、1年生につきましても、旧塩山北中学区の生徒さんたちも塩山中学校に通い始めた。先ほどありましたが、スクールバスの運行も始めたところであります。また、新たに、1年生に関しては、制服あるいは体育着等の学校指定品に関しましても変更をさせていただいたというふうなところでございます。

大きな変化がありましたので、1学期を過ごしていただいた2学期の初日であります8月22日付で、全生徒、特に塩山北中学校からということではなくて、塩山中学校に通われている全生徒さんを対象に、学校生活での困り事、あるいは人との関わり方についてどうかというようなことで、困り事はあるかというようなことでアンケート調査を行わせていただきました。

その中で、塩山北中学校とルールがやはり多少なりとも違うとか、人と人との関わりが増えた、それは逆によかったというようなご意見をいただいたというところでございます。課題となったところ、例えば先ほど言った塩山北中学校と学校のルールが違うというようなことに関しましては、学校長を通じ学校のほうにも情報提供をさせていただいて、その解消に既に努めたという状況でございます。

また、保護者の方からは特段今のところまで大きな要望等はないのですが、4月当初にスクールバスの運行を始めさせていただきました。その際に、バスの運行時間が実際のダイヤと違うのではないかとというようなところでご意見が寄せられて、そのことに関しては委託業者との協議を行いまして、既に解消をさせていただいているという状況でございます。

ただいま申し上げたとおり、2学期の冒頭に子どもさんたちには状況の調査をさせていただいたという状況でございます。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） アンケート調査をして、ほぼ人との関わりが増えてよかったというように感じたということですが、ルールが違うということ、違ってそれに戸惑っているということについて、学校のほうで学校長を通じて何らかのことをなされた、それで解消したというふうにおっしゃいましたけれども、どのようなことでそれが解消に至ったのかということはお分かりですか。

- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

生徒さんからは、先ほど申し上げたとおり、学校のルールが違うということだけで私どもにはアンケートの回答が戻ってまいりましたので、具体的などころに関してはやはり学校現場でないところとちょっと分からない部分もありましたので、その旨、学校長にもお話をさせていただいて、そこは具体的にどういった内容なのかということも含めて聞き取りをさせていただいて、その中で、こういうことだねということで、学校、先生方と当該生徒さんとのやり取りを行う中で、対話を重ねる中で、その解消に努めたということで理解をしております。

- 委員長（平塚 悟君） 内容についてはというところで、納得をいただいてもらいたいと思います。

よろしいですか。

佐藤浩美委員。

- 委員（佐藤浩美君） このアンケートは教育総務課が集計したのですか、学校で見てもはなくて。
- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

今回のアンケートに関しましては、教育委員会主導で行いました。各生徒が持っています1人1台パソコンの中で、データとしてこちらから送付をし、その集計も当課において行いました。その集計、合わせたもの、そういった細かな各個人から頂いたものに関しましても、そのまま学校のほうにはお戻しをさせていただいて、学校の中で協議を進めていただいたという中身でございます。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。とても教育総務課でやってくださったの

だったら学校としてはきっとありがたかったのかなと思いますけれども、私はこのことは本来学校の中でやることなのではないかなと、子どもたちの顔を見ながらやるのではないかなというふうに思います。感想です。すみません。

以上です。

- 委員長（平塚 悟君） では、この件に関しましてほかに質疑のある委員はいらっしゃいますか。

（発言する者なし）

- 委員長（平塚 悟君） では、以上でこの件については閉じさせていただきます。

では、次が塩山中学校のスクールバスの使用についてということであります。

小林真理子委員、お願いいたします。

- 委員（小林真理子君） 塩山中学校のスクールバスの、市内小中学校、校外学習だとか部活に使っていただいているということで、今回ちょっと予算も足りなくて補正予算が組まれているので、事前審査にならない程度でちょっと質疑させていただければと思っています。

内容としては、市内の小中学校が校外学習で活用していただいて、随分前にも市の庁用バスをもっと貸し出してやってほしいというようなことを一般質問させていただいたことがあって、これだけ活用してもらっているのはいいことなのですが、ちょっと中学校の部活によっては、スクールバスを部活の遠征だとかで使いたくても使えなくてという状況があるようで、そういう場合というのは庁用バスを貸し出したりしていただいているのですか。

- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

塩山中学校のスクールバスに関しましては、旧塩山北中学校区の在住の生徒の通学手段確保のため、本年4月7日、学校が始まった日でございますが、その日から運用を開始したところでございます。スクールバスに関しましては、登下校時の利用に影響がない範囲、具体的には午前8時から午後3時の間におきまして、市内小中学校の学校教育活動に利用をしているという状況でございます。

本年9月までの利用状況といたしましては、塩山中学校での部活動等の利用が1,972時間、他校の利用が457時間ございました。他校利用の主なものということでございますが、小学校については、甲府・峡東クリーンセンターあるいは東山梨消防本部等の社会

科見学、あるいは学校間の交流で、ちょっと先ほどありましたが、B & Gプールでのプールの授業等に利用をしていただいているということで、非常に多岐にわたっている状況でございます。

昨年度の状況から今後の利用状況を予測してまいりますと、塩山中学校が1,944時間で他校が268時間というような見込みでございます。他校の状況ですが、昨年度はスケート教室ですとか遠足等の活動に使っておりますので、今後につきましても、そういった状況でお使いをいただければなというふうに思っているところでございます。

- 委員長（平塚 悟君） 庁用バスの使用のことについては、見解を。

清水教育総務課長。

- 教育総務課長（清水 修君） 失礼いたしました。

庁用バスに関しましては、学校の生徒さんだけではなくて一般の方にも広く利用していただいているという状況でございます。その中で、バスですので、ある程度人数がまとまってということで、15人以上の利用に関しては貸し出すということが決められております。それに基づいて、学校現場に関しましても、そのルールに基づいて貸出しをやはりしていかなければ、ほかとの均衡が出てまいりますので、そのルールに基づいて、先ほど言った午前8時から午後3時ということでスクールバスの活用はできますが、それ以上に延びる場合、あるいはもっと早くに利用しなければいけない場合に関しては、そちらの利用をお願いしているという状況でございます。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。

- 委員（小林真理子君） 小学生もスクールバスに乗れたと言って喜んでいて、すごくきれいなバスに乗れたんだよと言って得意げに話してくれたこともあって、これだけ活用してもらっているというのはすごくいい状況だとは思いますが、できるだけ、15人以上ということがあって、庁用バス、優先的に使ってくださいということではないとは思っているので、スクールバスが前提で、土日の部活の遠征であるときに、できれば、それでもスクールバスが埋まっていて使えないという場合は、庁用バスをできるだけ貸してほしいという要望もあったりするので、ちょっとまた柔軟に、ぜひ、15人ということがあるので、そういうところも考えながら、そういうところ、ちょっとゆとりを持たせてほしいなという要望です。

- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。

- 教育総務課長（清水 修君） お答えをさせていただきます。

スクールバス、それから庁用バスに関しましても、本当に多くの方々に使っていただいている、学校現場はもちろんですが、庁用バスに関しては、多くの方、一般の方にもお使いをいただいているという状況でございます。

先ほど言ったとおり、学校現場だけではなかったり、様々な状況がございますので、その辺の対応に関してはまた担当課とも協議は進めさせていただければというふうに思います。

- 委員長（平塚 悟君） この件に関しましてほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（平塚 悟君） なければ、この件は閉めさせていただきます。

次に、子どもの文化発表の場づくりについてです。

これも小林真理子委員。

- 委員（小林真理子君） 子どもの文化発表の場づくりについてということで、ちょうど先々週ぐらいにCATVをたまたま見まして、子どものパフォーマンス発表会という、8月に行われたのを見たのですが、すごくいい活動だなと思って、ちょうどチラシを見せていただいたら、後援ということで教育委員会が入っていたので、今回、ぶどうの丘でやった、ちょうど観光の繁忙期であって、駐車場が大変だったのだということを伺ったので、今度、後援しているのであれば、例えば甲州市民文化会館でやって、もう少し広くいろんな団体を集めて発表会をしてあげるといようなことを考えるのはいかがかなと思ひまして、ちょっと提案です。

- 委員長（平塚 悟君） 小林生涯学習課長。

- 生涯学習課長（小林好彦君） お答えをいたします。

そのような発表の場として市民文化会館をとということでございますけれども、当然、申込みがあつて、それが利用できる状況であれば、それを拒むものではございませんので、教育委員会も後援するということであれば、早めにご連絡をいただければ、状況の中で適切に判断してまいりたいと思ひます。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。

- 委員（小林真理子君） とてもいいなと思ひました。この間、福祉まつりでも、幼稚園生、保育園、市内の保育所の皆さんが発表していたり、そういうのをまとめて一回発表して、市民の方にも知っていただくとか、保護者にも集まっていたら子どもの発表の場を設けるといのも、これは民間でやっていたのですけれども、市が主体でやるの

もいいのではないかなど。カラオケもいいですけども、そういうほうがほんわかする
など私は思いました。

- 委員長（平塚 悟君） 要望でよろしいですか。
- 委員（小林真理子君） はい。
- 委員長（平塚 悟君） ほかにこの子どもの文化発表の場づくりについての質疑はござ
いますか。

（発言する者なし）

- 委員長（平塚 悟君） ないようですので、この件については以上とさせていただきます。

次は多目的倉庫の今後についてですね。

小林真理子委員。

- 委員（小林真理子君） すみません、連続で。

多目的倉庫を片づけていただいたというのは、前期の総務文教常任委員会のその他の会
議録を見たのですが、今後、多目的倉庫をどのようにしていくのか、まだ入っているよ
うなので、その入っているものをどうしていくのかというのを伺います。

- 委員長（平塚 悟君） 田口財政課長。
- 財政課長（田口 俊君） お答えいたします。

ご質問の多目的倉庫でございますけれども、委員ご承知のとおり、現在は生涯学習課に
おきまして文化財の資料等保管場所ということになってございます。その資料等ござ
いますが、令和6年度に選別、整理を行いまして、現在は文化財としての価値があるも
の、また必要とされるもののみが倉庫に保管されているといった状況でございます。

今後につきましては、これはあくまでも現時点の予定でございますけれども、現在、大
和地域に休止となっている施設、自然学校というものがございしますが、その施設を倉庫
として活用するという方向性が、計画がございしますので、まずそこへ移動をさせたいな
というふうに考えております。そのための経費につきましては、令和8年度の予算に計
上できればというふうに考えているところでございます。文化財の資料につきましては、
多目的倉庫だけではなくて、市内の施設に点々と置いてある状況でございますので、そ
この移転等も含めて予算計上ができればと思っている状況でございます。

ただし、大和地域の施設につきましても、現在休止ではございますが、まだ条例で廃止
をしているものでもございませぬし、また、令和8年度の予算も審議前ということでご

ございますので、繰り返しになりますが、あくまでも現在の計画ということでご理解いただければと思います。

そういった全てが整いまして倉庫内のものが移転できたという状況に、方向性になりましたら、次は倉庫自体をどうするのかというところを協議検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） 生涯学習課のほうでも大変な作業だったと思います。すごく雑然と物がいっぱいあったので、整備していただいて、しかるべきところへきちんと収めるというか、移動する、整理をするのは大事なことで、まだ多分整理しなければいけないところはほかにありますよね、生涯学習課で、点在している。深沢分校もいっぱい入っていますし、どこかへ移動していくということについても、本当に全部やるなら一遍にやってしまったほうがいいと思うので、まだ手つかずのところは、ちょっと大変だと思いますけれども、生涯学習課、頑張ってください。
- 委員長（平塚 悟君） いいですか、方向性の確認はよろしいですか。
- 委員（小林真理子君） はい。
- 委員長（平塚 悟君） では、この件について、佐藤照幸委員。
- 委員（佐藤照幸君） 小林委員には多目的倉庫のことを取り上げていただきましてありがとうございます。

何分まだ勉強不足で、この多目的倉庫のことはよく分からないので、この入れてあるものとか場所などもちょっと詳しくご説明していただければありがたいのですけれども、よろしく願いいたします。

（「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

- 委員長（平塚 悟君） 暫時休憩いたします。
休憩 午後 2時17分
再開 午後 2時17分
- 委員長（平塚 悟君） 再開いたします。
田口財政課長。
- 財政課長（田口 俊君） お答えをさせていただきます。

場所につきましては、塩山神金地区にごございます大久保倉庫というものになるのですが、現在の中につきましては、文化財の資料ですとか、古い器具ですとか、そういうものが山積みになっている、と言うとちょっと表現が大変失礼ですけれども、なっていたものを令和6年度にかなり整理をしていただいて、現在はもう必要なもののみの保管場所ということになってございます。

以上です。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤照幸委員。
- 委員（佐藤照幸君） ありがとうございます。
- 委員長（平塚 悟君） よろしいですか。

ほかにこの件についての質疑等がございますか。

（発言する者なし）

- 委員長（平塚 悟君） ほかに質疑はないようですので、以上で総務文教常任委員会のその他の件については……

（「委員長、追加の」と呼ぶ者あり）

- 委員長（平塚 悟君） そうでした、すみません。1件追加がありましたので、多目的倉庫の今後については質疑を打ち切ります。

あと1点、休憩中に追加のその他の案件がありましたので、小林真理子委員、お願いいたします。

- 委員（小林真理子君） おとといの一般質問でも簡易トイレというのが渡邊議員の質問の中で出てきまして、災害用の、県の防災訓練に参加したときに、あるブース、そういう簡易トイレなのか置いてあるところで、この簡易トイレとの、ラップ式の簡易トイレの詰め替えのものというのは、甲州市は大丈夫ですかということを聞かれまして、ブースのほうで、廃番になっているものもあるということも聞いたので、そういう詰め替えのラップ式の簡易トイレ、そういう詰め替え物は今どういうふうに管理されているのか、ちょっとお願いします。
- 委員長（平塚 悟君） 志村総務課長。
- 総務課長（志村裕喜君） お答えをいたします。

お尋ねの災害時の簡易トイレのうちラップ式のものにつきましては、本市で24基所有をしております、トイレ本体につきましては、既に確認をしたところ廃番になっておりますが、その入れ替えるラップにつきましては、汎用性がありますので、その本体であ

っても今後買い増しして使えるという状況を確認しております。

(「すみません」と呼ぶ者あり)

○ 委員長(平塚 悟君) 志村総務課長。

○ 総務課長(志村裕喜君) 失礼いたしました。

今の説明は、ラップ式トイレの廃番になったもので、それ以外にもラップ式のトイレをあと33基所有してございます。

○ 委員長(平塚 悟君) 小林真理子委員。

○ 委員(小林真理子君) 防災備蓄の関係はいつも質問させていただいて、丁寧に調べていただいているので、状況は把握しました。

このラップ式も、詰め替えが廃番になっていて使えなくなったら何にもならなくなるので、そういうところも丁寧にしながら、また今後も管理していただきたいと思います。

○ 委員長(平塚 悟君) それでは、総務文教常任委員会のその他の件については以上で質疑を打ち切ります。

以上で総務文教常任委員会を散会いたします。

最後に、副委員長に挨拶をお願いいたします。

○ 副委員長(土屋憲一君) お願いします。

当委員会に審査を付託された件、計8件、質問9件、追加の件1件、全て審査を終わり、これから年度の後半に向けて活動が始まるかと思いますが、市民の皆さんにさらに信頼がおける活動ができるようにぜひよろしくをお願いします。

以上で総務文教常任委員会を閉じたいと思います。

ありがとうございました。

[散会 午後 2時21分]